

令和4年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

公益社団法人全国市有物件災害共済会

令和4年度通常理事会議事録

1 日 時 令和4年5月17日（火）午後1時01分～2時15分

2 場 所 日本都市センター会館6階 601会議室

次の理事は、Web会議システム（ZOOM）により、次の
場所に参加した。

町田隆敏（札幌市副市長会議室）

藤本章（仙台市秘書課第2応接室）

田尻 充（水戸市601会議室）

相川一郎（金沢市406会議室）

金井慎一郎（熱海市副市長室）

鈴木章一郎（京都市副市長室）

今西正男（神戸市副市長室）

清水寿夫（境港市副市長室）

小池信之（広島市副市長室）

中澤慎二（高知市副市長室）

3 理事総数及び定足数 理事現在数 18名 定足数 10名

4 出席理事 15名（以下、敬称略）

相川一郎、今西正男、加藤昭彦、金井慎一郎、小池信之、清水寿夫、
鈴木章一郎、高橋徹（理事長職務代理者）、田尻充、中澤慎二、
福田紀彦（理事長）、藤本章、町田隆敏、光山裕朗、三富吉浩（常務理事）
（五十音順）

5 欠席理事 3名

阿部勝弘、今本雅祥、鈴木清（五十音順）

6 出席監事 監事現在数 2名

石川哲治、遠藤幸子（五十音順）

7 議題

【議決事項】

議案第1号 令和3年度事業報告について

議案第2号 令和3年度決算について

- 議案第3号 支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について
- 議案第4号 建物総合損害共済業務規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第5号 事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第6号 総会において選任される理事候補者の決定について
- 議案第7号 総会において選任される監事候補者の決定について
- 議案第8号 総会の日時、場所、目的である事項等の決定について

【報告事項】

- 報告第1号 理事の退任について
- 報告第2号 代表理事の職務執行の状況について
- 報告第3号 中長期経営計画について
- 報告第4号 建物総合損害共済の支払限度額及びその取扱いについて
- 報告第5号 理事長の利益相反取引に係る重要事項について
- 報告第6号 令和3年度助成対象事業における各団体の実施状況について

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数の確認

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する理事会の定足数を満たしていることを事務局に確認した。

(2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条第2項に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、三富吉浩常務理事（以下「三富常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

【議決事項】

ア 議案第1号「令和3年度事業報告について」

議案第2号「令和3年度決算について」

議案第3号「支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について」

まず、議案第1号、令和3年度事業報告について、会員市数は792市で、全国すべての市が会員となっていることを報告したうえで、次のとお

り説明を行った。

(ア) 相互救済事業

建物総合損害共済については、契約件数32万件余、分担金額69億円余に対し、共済金支払金額は99億円余となった。この結果、分担金に対する共済金の割合である損害率は143.7%で、支出が収入を30億円余上回る大幅な支出超過となった。また、対前年度比では、共済金支払金額が13.2%の増、損害率では16.1ポイントの増となった。増加の主たる要因は、平成30年度及び令和元年度に発生した自然災害に対する災害共済金の支払いが引き続いていることに加え、ごみ処理施設の大規模火災に対する支払いが影響している。

自動車損害共済については、契約台数20万台余、分担金額32億円余で、これに対する共済金支払金額は22億円余となった。この結果、損害率は70.0%となり、対前年度比では、2.1ポイントの減となった。これは、令和元年度に発生した台風による水災に対する共済金の支払処理が収束したことによる。

その他、「地震災害見舞金」では、令和2年度に発生した被害に対し、延べ44団体に、4億9千万円余の見舞金を支払った。

(イ) 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

新たな取り組みとして、ごみ処理施設を訪問し、防災・減災についての施設研修会を行った。また、自動車損害共済では、様々な事故防止活動や手法を紹介した資料集などを基に講演会等を開催した。

(ウ) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

委託団体への低廉な利率での融資事業であり、令和3年度は、265団体、305事業に対し、44億円余を融資した。

(エ) 防災専門図書館事業

昨年度に引き続き、非来館者へのサービスを継続し、紹介動画の作成や公式Twitter(ツイッター)の開設など、図書館の魅力を発信した。

(オ) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

東日本大震災など過去の災害の教訓を踏まえ、防災・減災対策のフォーラムやセミナーを開催し、オンラインで配信するなど啓発活動に取り組んだ。また、全国的観点で実施される「防災・危機管理に関す

る政策の企画立案」等の事業に対して合計1億円の協助金を交付した。

(カ) 日本都市センター会館事業

当期一般正味財産増減額は、前年度に引き続き、コロナ禍の影響でホテル部門の収益が大幅に落ち込んだことにより、一定の回復はあったものの、5億4千万円余の減で赤字となった。

(キ) 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

道路賠償責任保険取扱業務では、604市が加入し、本会の手数料収入は3,600万円余となった。また、自動車損害賠償責任保険代理店業務では、取扱台数は1万274台、手数料収入は1,600万円余となった。

(ク) 総会及び理事会の開催について

令和3年度の総会及び理事会の開催状況について説明した。

(ケ) 内部統制システムの運用状況の概要について

令和3年度事業報告及び決算の監事監査については、「監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」のとおりであること、また、「コンプライアンス委員会」、「内部監査」について説明した。

(コ) 附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、所定の附属明細書は作成していない旨を説明した。

次に、議案第2号、令和3年度決算について、次のとおり説明を行った。

貸借対照表について、固定資産である消防・防災施設整備事業等資金融資資産は、平成30年度及び令和元年度に発生した自然災害により、今後の災害共済金支払額が大きく増加することが見込まれ、現金預金が不足する恐れがあったため、令和4年2月の通常理事会でその一部を取り崩す承認を受け、令和2年度に引き続き対前年度比48億円の減となった。また、負債については、支払備金、普通責任準備金、異常危険準備金など相互救済事業に係る準備金が主なものであるが、このうち支払備金は、平成30年度及び令和元年度に発生した自然災害で、支払備金として計上していたものについて、災害共済金の支払

が進んだことにより未払分が減少し、対前年度比45億円余の大幅減となった。この結果、正味財産合計は、対前年度比5億円余の減となった。

続いて、正味財産増減計算書について、法人全体の経常収益計は158億円余で、対前年度比17億円余の増となった。これに対して、経常費用計は164億円余で、対前年度比15億円余の増となった。この結果、当期一般正味財産は、5億2,655万5千円の減で赤字となった。

次に、会計別の正味財産内訳について、次のとおり説明を行った。

相互救済事業を含む公益目的事業について、経常収益計は146億490万2千円、これに対して、経常費用計は、146億490万2千円となった。当期一般正味財産増減額は0円となり、公益法人に求められる収支相償が達成されていることとなる。

収益事業である会館事業について、当期一般正味財産は5億4,251万5千円の減少となった。会館事業は2期連続で赤字となったが、この主な要因は、コロナ禍の影響でホテル部門の収益が低迷していることによるものである。ホテル部門の収益はやや改善傾向にあるものの、周辺ホテルとの競争による客室単価の下落や、飲食を伴う宴会需要が落ち込んでおり、令和4年度も厳しい状況が続くものと見込んでいるため、今後の会館事業のあり方について、専門家からの意見も参考にして事業の方向性を検討していく。また、もう一つの収益事業の保険手続事業について、当期一般正味財産は1,596万円の増加となった。

法人会計については、「業務方法書」第5条に基づき、共済基金分担金の一部を法人会計に充当したため、経常収益計と経常費用計が共に1億7,698万3千円となり、当期一般正味財産の増減はない。

議案第1号及び議案第2号の説明の後、公益法人認定法に基づき、内閣府に対し、事業報告、貸借対照表などの財務諸表等のほかに、「会員名簿」等を提出する必要があるため、これらを議案第1号及び議案第2号の資料とすることを説明した。

続いて、議案第3号、支払準備資産に関する規程に定めるリスクの

範囲について、通常理事会において選任した有資格者からの意見書に基づき、支払準備資産に関する規程に定める「リスクの範囲」を144億円と定めた旨の説明を行った。

議案第1号から第3号の説明の後、遠藤幸子監事から、事業報告及び決算については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している旨、及び理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨、並びに会計監査人の監査の方法及び結果についても相当であり、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録は、いずれも正確であると認める旨の監査報告が行われた。

審議の結果、議案第1号、議案第2号及び議案第3号は、いずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第4号「建物総合損害共済業務規程の一部を改正する規程の制定について」
議案第4号について、次のとおり説明を行った。

昨年5月の通常理事会において、「建物の共済金の支払額は、分担金収入のうちその事業に係る経費を除いた85%で収支が均衡するが、近年の自然災害により、令和元年度から令和5年度までは共済金支出が分担金収入を大幅に上回ると見込まれ、その結果、現行の分担金収入のままでは共済金と事業費を賄えない事態となること」、また、「将来に向けて、民間損害保険よりも低廉な分担金による建物共済事業の継続を図るため、令和5年4月から、緩和措置を講じた上で分担金総額を10%引上げる必要があること」を報告させていただいた。

また、今年2月の通常理事会では、昨年5月の理事会で示した改正後の共済基金分担金基率表を改正議案として次回の理事会に提出することについて、改めて御理解と御協力をお願いし、累次の事務説明会において、会員市に対し、「令和5年4月から、緩和措置を講じた上で、分担金総額を10%引上げる必要があること」を報告してきたところである。

規程改正の概要であるが、改正の理由は、「建物総合損害共済事業の収支の改善を図るもの」、改正の要点は、「①基本基率は過去10年間の損害率を参考に算定するもの」、「②改正の効果は10.1%、6億9千万円余の増となるもの」として、施行期日を令和5年4月1日とし、所要の経過措置を設

けた上で、建物総合損害共済業務規程の別表第4、基本基率表を改正する。
なお、基率表は、昨年5月の理事会で報告したものと同様である。

審議の結果、議案第4号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ウ 議案第5号「事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第5号について、次のとおり説明を行った。

本議案は、事務局設置規程別表第1の一部を改正し、防災その他に関する事業の所管を整理するものであり、施行期日は、令和4年5月17日を予定している。

審議の結果、議案第5号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第6号「総会において選任される理事候補者の決定について」

議案第6号について、次のとおり説明を行った。

現在の理事は、定款第24条第1項に基づき、来る6月30日に開催を予定している定時総会の終結の時をもって任期が満了するため、定時総会において次期の理事を選任する必要があり、議案に記載した15名の市長、副市長及び学識経験者を理事候補者として決定したい旨の説明を行った。

なお、候補者について、副市長は地域市長会又は都道府県市長会から、また、学識経験者は川崎市からの推薦に基づきそれぞれ選任している旨説明した。

審議の結果、議案第6号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第7号「総会において選任される監事候補者の決定について」

議案第7号について、次のとおり説明を行った。

現在の監事についても、理事と同様に6月30日の定時総会の終結の時をもって任期が満了するため、定時総会において次期監事を選任する必要があり、議案に記載した学識経験者2名を監事候補者として決定したい旨の説明を行った。

審議の結果、議案第7号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

カ 議案第8号「総会の日時、場所、目的である事項等の決定について」

議案第8号について、次のとおり説明を行った。

定款第13条第1項において、総会は理事会の決議に基づき、理事長が招集するものと規定されており、また、総会運営基準第2条において、総会の日時、場所、目的である事項等についても理事会の決議によるものと定めら

れているため、次回の定時総会を、次の要領にて開催する。

(ア) 日時 令和4年6月30日(木)午後4時から

(イ) 場所 日本都市センター会館5階「オリオン」

(ウ) 目的である事項

a 報告第1号 令和3年度事業報告及び決算について

b 報告第2号 令和4年5月開催の通常理事会の決議等の内容について

c 議案第1号 理事の選任について

d 議案第2号 監事の選任について

また、「書面による議決権行使」及び「代理人による議決権の行使」については、本議案に記載のとおりのお取り扱いとし、Web出席も可能とする。

審議の結果、議案第8号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

【報告事項】

ア 報告第1号「理事の退任について」

令和4年2月4日開催の通常理事会以降に、退任された理事2名についての報告を行った。

イ 報告第2号「代表理事の職務執行の状況について」

令和4年1月1日から同年4月30日までの代表理事3名の職務執行の状況について、理事会等運営規程に定める別記様式「代表理事の職務執行報告」に基づき、次の事項等について、それぞれ報告を行った。

(ア) 定款に基づく会議(理事会)の招集

(イ) 人事関連

(ウ) 本会規程等の改正

(エ) 本会要綱等の廃止

(オ) 建物総合損害共済及び自動車損害共済における高額(1件1,000万円超)な災害共済金の支出決定

ウ 報告第3号「中長期経営計画について」

報告第3号について、次のとおり報告を行った。

中長期経営計画については、2月の理事会で策定方針を報告し、スケジュールに従って策定作業を進めているところだが、作業に先立ち、3月下旬に「有識者懇談会」を開催し、課題に対する指摘や意見を頂いたので本日報告する。

「改革1」(1) 建物総合損害共済の担金の在り方については、共済の分担金を将来的にどの程度の水準とするべきかといった課題である。

有識者からは、分担金基率は地区別に見ると大きな開きがあるので、受益と負担の公平性にも考慮することが重要とする指摘があったほか、令和5年度に分担金を引き上げても資金ショートするのであれば、早めの更なる引上げが必要との指摘や、分担金基率引上げの条件・ルール等をマニュアル化しておくべきといった指摘、更には、共済金のシミュレーションには施設の複合化やコンパクト化、地価の上昇等も念頭に入れるべき及び老朽化対策を講じている自治体に配慮すべきなどの指摘があった。

(2) 建物総合損害共済制度の在り方については、共済金の限度額について、安定的な経営のため限度額の設定はやむを得ないといった指摘や、共済制度の規模が小さいため、民間のような「大数の法則」や細かなニーズに基づく商品設計には限界があるなどの指摘があった。

(3) 自動車共済制度の在り方については、リスクの高い救急車の分担金は、更なる整理が必要との指摘があった。

(4) 地震見舞金における持続可能な制度・仕組みの検討については、地震見舞金の原資を分担金にしてしまうと、損害に対する共済金或いは施設の復旧費という位置付けになるとの指摘や原資の在り方に整理が必要といった指摘のほか、地震見舞金の休止・停止の議論が必要との指摘があった。

(5) 資金融資事業の在り方については、現在の貸付利率は、もう少し高い金利でも許容できる範囲があるのではないかという指摘や、環境への配慮等を利率に反映する考え方は、課題が多いといった指摘があった。

次に、「改革2」収益事業の安定的な運営による相互救済事業の低廉な分担金を支える財源の確保に関連する指摘としては、会館事業の在り方や、大規模修繕計画等に指摘をいただいたほか、大規模修繕の工期については、ホテル事業がコロナ禍からの回復がないうちに、前倒して実施すること等の指摘があった。

次に、「改革3」(1) 複数年の収支計画については、中長期経営計画の策定に合わせて収支見通しを明確化しようとする取組だが、有識者からは、収支ベースの推計は自治体向けに必要といった指摘があったほか、(3) 異常危険準備金の積立については、共済金の将来の見通しと連動して適正な金額

を見込むことや異常危険準備金の原資に特定資産を設けること等の指摘があった。

以降、(4) 適正な職員配置及び(7) 女性が活躍できる環境整備等では多岐にわたる法人運営上の課題や、(10) 業務プロセスの改革について、様々な指摘や意見を頂いているので、今後の計画策定に生かしたいと考えている。

エ 報告第4号「建物総合損害共済における災害共済金の支払限度額及びその取扱いについて」

報告第4号について、次のとおり報告を行った。

建物総合損害共済の業務規程においては、異常損害のてん補に備える仕組みとして、同一事業年度内に発生した風水雪災及び土砂崩れによる損害に対する共済金の支払限度額は、前年度末における一般正味財産の20%と定められているところだが、近年の自然災害の激甚化、広域化により、この限度額を超える可能性があるため、その取扱いについて報告する。

まず、近年の「一般正味財産」の減少に伴い「支払限度額」も低減し、本年度の支払限度額は約85億円となっており、今年度に令和元年度を超える自然災害が発生した場合には、災害共済金の額は、支払限度額を超えることになる。

このような事態となった場合、按分方式によって支払済の共済金を、確定した限度額に応じて再算定し、精算を行う規程となっているが、この後年度に行われる精算については、委託団体から様々な意見を頂いているため、具体的な対策案として、当初から通常の災害共済金の50%を支払うものとし、支払限度額を超えないことが見込まれたときには、残りの50%を年度内に支払う手続きとさせていただき対応としたいと考えている。

一方、支払限度額を超えることが見込まれたときには、3年の時効にかかる令和7年度末までに支払総額を確定し、原則として追加払いを行い、可能な限り還付が生じないようにしたいと考えている。

なお、支払限度額を超えることが見込まれたときとは、支払限度額の80%を超えた時点と考えているが、これは、過去の災害を例に、実際の災害共済金支払額に対する当初の被害想定額の割合が80%であることによる。この支払限度制度の在り方については、今後の財務状況等を勘案し、中長期

経営計画の策定作業の中で総合的に検討して行く。

オ 報告第5号「理事長の利益相反取引に係る重要事項について」

理事会運営規程第18条に基づき、令和3年2月1日理事会において承認を受けた理事長の利益相反取引に関する重要事項について、理事会等運営規程第20条第2項に基づき報告を行った。

カ 報告第6号「令和3年度年度助成対象事業における各団体の実施状況について」

定款第4条第1項第5号に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として実施している助成事業について、助成規程第7条第2項に基づき、令和3年度に助成を受けた各団体(5団体)の助成対象事業、交付額(総額1億円)及び実施報告書について報告した。

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、午後13時50分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和4年5月17日

代表理事 福田紀彦 印

代表理事 高橋 徹 印

代表理事 三富吉浩 印

監 事 遠藤幸子 印

監 事 石川哲治 印